

令和6年10月2日

行方市長 鈴木 周 也 様

行方市個人情報保護審査会
会 長 百 瀬 勝 朗



保有個人情報不開示決定処分に係る意見の求めについて(答申)

令和6年7月17日付け行総第161号で当審査会に諮問のあった標記の件について、下記のとおり答申します。

記

1 審査会の結論

行方市長(以下「実施機関」という。)が令和6年2月29日付け行収第220号によりその全部を不開示とした不開示決定については、理由付記に不備があり、取り消すべきである。

2 審査請求及び審査の経緯

- (1) 審査請求人は、令和6年2月26日、個人情報の保護に関する法律(以下「法律」という。)第77条の規定に基づいて、実施機関に対し、「令和6年2月19日に自身に執行された差押調査に係る財産調査の内容」の開示を請求(以下「本件請求」という。)した。
- (2) 実施機関は、本件請求に係る保有個人情報を特定した。
- (3) 実施機関は、法律第78条第7号ハの規定に基づき、租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれがあるため、不開示決定を行い、令和6年2月29日付け行収第220号で審査請求人に通知した。
- (4) 審査請求人は、令和6年5月23日付けの審査請求書により、実施機関に対し、不開示決定処分の取り消し裁決を求める審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

- (5) 当審査会は、本件審査請求について令和6年7月17日付けで実施機関から法律第105条第3項の規定により読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく諮問を受けた。
- (6) 当審査会の本件審査に際し、実施機関から、令和6年6月6日付けの弁明書及び審査請求人から行方市長宛て提出のあった令和6年7月10日付けの反論書の提出を受けた。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 財産調査については、実施機関が恣意的に職権で調べている可能性があるため、調査内容を開示しないことは不当である。
- (2) 不開示理由で、租税の徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれとあるが、正確な事実を隠蔽し、違法若しくは不当な行為をするつもりはないため、不開示理由にはならない。

4 実施機関の主張の要旨

実施機関が主張している要旨は、おおむね次のとおりである。

- (1) 審査請求人が開示を請求した「徴収事務に係る財産調査内容」は、滞納整理における預金調査に対する金融機関からの回答書である。
- (2) 滞納整理の調査内容は業務の特性上、同様な手法が反復されることから、開示をすると調査手法を開示することとなり、審査請求人のみならず、他の滞納者の正確な事実の把握を困難にし、違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見すら困難になる危険性がある。
- (3) 滞納整理における、滞納者の家族構成・収入等の生活状況、滞納原因、財産、及び債務などの調査の実施は、地方税法及び同法各条項で準用する国税徴収法で法的な根拠が与えられている。
- (4) 以上のことから、当該情報が開示されると、市税徴収・滞納整理の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、不開示としたものである。

5 審査会の判断

- (1) 審査請求人が主張する、財産調査を実施機関が恣意的に職権で調べている可能性については、滞納整理をするうえで、地方税法各条項で準用する国税徴収法第141条において、徴収職員は、滞納処分のため滞納者の財産を調

査する必要があるときに、その必要と認められる範囲内において行うことができる」と規定されており、恣意的ではなく、法的根拠に基づいた適正なものである。

- (2) また、財産調査の内容については、たとえ本人であったとしても開示をすることで、今後行う滞納整理の手法をも公にするのと同義であり、審査請求人含むその他滞納者の正確な事実の把握を困難にし、違法若しくは不当な行為を容易にし、その発見すら困難になる危険性がある。よって審査請求人の主張は認められない。
 - (3) しかし、保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書の開示をしないこととした理由には、個人情報の保護に関する法律第78条第7項ハの条文しか記載されていない。
 - (4) 最高裁判例では、処分庁は具体的事実からどういう法令等根拠に基づき処分したのか、審査請求人が理解できる記載が必要とされている。根拠法令のみ記載するのは理由とはならず、行政手続法違反で処分の取り消しをすべきと考える。
 - (5) 以上のことから、徴収事務に係る財産調査内容の全部を不開示とした決定は妥当であるが、不開示決定通知の理由付記に不備があるため、処分は取り消すべきであるとする。
- よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。